

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【公開番号】特開2019-41373(P2019-41373A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-121817(P2018-121817)

【国際特許分類】

H 04 M 1/11 (2006.01)

A 45 C 11/00 (2006.01)

H 05 K 5/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/11 Z

A 45 C 11/00 E

H 05 K 5/02 C

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月9日(2021.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1部材と、第2部材と、

前記第1部材及び前記第2部材を線状に連結し、前記連結の線方向を軸方向として前記第1部材及び／又は前記第2部材が回動する折曲部と、を備えたヒンジであって、

前記折曲部は、シリコーンゴムを含み、

前記シリコーンゴムは、前記第1部材及び前記第2部材が開いた開状態においてひずみを生じ、前記第1部材及び前記第2部材を閉じる方向に付勢するものであり、

前記第1部材及び／又は前記第2部材の質量は、前記第1部材と前記第2部材を180°開いた開状態における、前記第1部材及び前記第2部材を閉じる方向に付勢する応力よりも小さいことを特徴とする、衛生的な汚染を防止したい物品の蓋に用いるヒンジ。

【請求項2】

前記第1部材又は前記第2部材の少なくともいずれか一方の部材の質量は、前記応力より大きいことを特徴とする、請求項1に記載のヒンジ。

【請求項3】

前記応力は、1～100gであることを特徴とする、請求項1に記載のヒンジ。

【請求項4】

前記シリコーンゴムは、断面略円弧状のシリコーンゴム製チューブからなることを特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載のヒンジ。

【請求項5】

前記シリコーンゴム製チューブは、外径が6～20mmであり、厚みが0.5～5mmであることを特徴とする、請求項4に記載のヒンジ。

【請求項6】

前記断面略円弧状の開口角度は、0～90°であることを特徴とする、請求項4に記載のヒンジ。